

第12回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年2月20日（金）13時30分～14時50分
- 2 場 所 市役所車庫棟会議室2・3
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について
議案第4号 令和8年度農業労賃標準額の決定について
協議事項 久慈農業振興地域整備計画の変更について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 29名(別添名簿のとおり)
- | | | |
|-----|------|------|
| 事務局 | 事務局長 | 澤口紀子 |
| | 農地係長 | 大道学 |
| | 主任 | 長代美穂 |
| 農政課 | 課長 | 木地谷淳 |
| | 主査 | 大崎純 |
| | 主査 | 下館佳奈 |

第12回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13:30 開会 会長	ただ今から、令和7年度第12回久慈市農業委員会議を開会いたします。今日は前回から継続の審議事項もございます。皆さん、慎重審議の上、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。事務局から願います。
事務局長	本日は、1番外里委員より欠席通告がありましたのでご報告します。7番鹿糠勇委員から遅れて出席する旨連絡がありました。以上です。
会長	<p>それではこれより議事に入ります。議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしということですので、議事録署名委員には、9番大鹿糠委員、10番成田委員、願います。書記には事務局の大道係長を指名いたします。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	<p>付議番号1番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地についてですが、譲渡人が高齢により耕作が難しくなったため、親族へ贈与するものとなります。</p> <p>次に付議番号2、3、4番ですが、3件とも譲受人が同一人物であるため、一括してご説明いたします。土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りです。譲渡人3名は、それぞれ相続により取得した農地となっておりますが、自身で耕作できないことにより、当該地付近で農業を行っている譲受人に売買するものとなります。売買額は、付議番号2番は〇〇円、3番〇〇円、4番〇〇円と伺っております。以上で議案第1号の事務局からの説明を終わります。</p>
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告を願います。中川原推進委員願います。
中川原推進委員	2月16日、木村委員と事務局2名で、現地調査して参りました。場所は、夏井の〇〇地区になります。〇〇橋の手前を左側に入って約400mあたりになります。現地は畑として使用されており、親族間の譲り合い

	発言主旨
	<p>なので、何ら問題ないと思われます。付議番号 2 番から 4 番ですが、場所は夏井町〇〇の〇〇地と〇〇駅の間になります。現地は、田んぼとして耕作されており、規模拡大ということで、去年から譲受人の息子さんが手伝っているようですし、何ら問題ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>現地調査委員からの報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) 意見がないものとして決しました。次は議案第 2 号農地法の適用外証明願ひについてを議題とします。事務局より議案の説明を願ひます。</p>
長代主任	<p>議案第 2 号農地法の適用外証明願ひについて、付議番号 1 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。現在の所有者の親が建てた農作業用の物置が建っており、現在は使われていないこと、また、農地の一部が生活用道路として使われているなど、農地として利用されなくなってから長期間経過していることから、適用外証明願ひを申請するものになります。 付議番号 2 番、土地の表示、願出人は記載の通りです。昭和 60 年ごろに、申請者の夫が貸家を 2 棟建築していたため、農地ではないと今まで思い込んでいたところ、夫からの相続により登記地目が田のままであることが判明したとのことで、今回適用外証明願ひを申請するものになります。以上で議案第 2 号の事務局からの説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告を願ひます。木村委員、願ひいたします。</p>
木村委員	<p>去る 2 月 16 日、事務局 2 名、中川原推進委員、私の 4 人で現地調査に行ってきました。付議番号 1 番、場所は、長内町の〇〇公民館の左を入ったすぐところにあります。宅地内にあり、本当に小さな物置小屋が建っているんですが、60 年も 70 年も前に建てられたのではないかと思う小屋で、本当に小さな土地であり、通路にもなっているので今後そこで農業をするのは無理だと思いますので、何ら問題ないものと思ひました。 付議番号 2 番、〇〇学校の左のところを入れて 100m ぐらいのところ</p>

	発言主旨
	<p>す。現在アパートが 2 軒建っていて、本当に小さな土地なんです、その周りもアパートで、農地というのを知らなかったというのは、本当にその通りであろうと思います。今後農地として使っていくのは無理と思いますので、仕方がないものと思います。以上です。</p>
会長	<p>議案第 2 号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>意見がないものとして決しました。次の議案は、農業委員会法第 31 条の規定、議事参与の制限により、6 番宇部文人委員、12 番宇部慎二委員は退席をお願いいたします。</p> <p>（宇部文人委員、宇部慎二委員 退室）</p> <p>それでは、議案第 3 号農用地利用集積促進計画案についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
大道係長	<p>議案第 3 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。令和 7 年度農用地利用集積等促進計画案が提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 3 の規定により、農業委員会の意見を求めるとなっております。10 ページが促進計画となります。農地中間管理機構を通して、農地の貸借を行うものとなります。農地の譲渡人、譲受人は記載の通りとなります。今回は 1 件 2 筆についてです。また、水田として利用するものと伺っております。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>議案第 3 号について質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしというご意見です。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは議案第 3 号について特に意見がないものとして決しました。宇部文人委員、宇部慎二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>（宇部文人委員、宇部慎二委員 入室）</p> <p>続きまして、議案第 4 号令和 8 年度農業労賃標準額の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>

	発言主旨
大道係長	<p>去る 2 月 13 日、市役所特別会議室において検討委員 8 名で、令和 8 年度農業労賃標準額検討委員会を開催し、検討しました。まず、委員長、副委員長の選任をしていただき、委員長に田村会長、副委員長に内久保職務代理が選任されました。協議に先立ち、事務局から岩手県農業会議より提供がありました標準額設定のための参考資料の他、近隣町村の標準額、令和 8 年の標準額をすでに決定している盛岡市、奥州市の資料等を参考にさせていただきました。（以下、資料読みあげ）令和 7 年度比 5% 増とすることで、意見の一致をしたところであります。以上が検討委員会での検討概要と結果となります。よろしくご審議ご決定をお願いします。</p>
会長	<p>議案第 4 号についての説明が終わりました。質疑を許します。質問等ございませんか。</p> <p>（城内推進委員 挙手）</p> <p>城内推進委員。</p>
城内推進委員	<p>最低賃金を上回った金額を設定してくれました。いいことだと思います。ありがとうございます。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>意見がないものとして決しました。それでは、次に協議事項に入ります。久慈農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。農政課大崎主査、お願いします。</p>
農政課大崎主査	<p>農政課の大崎です。先月、農用地区域の除外の申請についてご協議いただきました結果、農業振興の観点から、雨水の排水対策について、周辺の農地への影響を具体的にどう解決するのかという不明点もありまして、継続協議となりました。（農用地利用計画の変更概要等資料に沿って説明）新設駐車場ですが、舗装しまして、現在既存の駐車場に斜めに勾配をつけ、直接田んぼ側ではなく、既存の駐車場側に雨水が流れるようにする。新たな提案として、既存駐車場と新しく作る駐車場の間に、工場の緑地の方までつながる水路を新設いたします。そこから緑地内</p>

	発言主旨
	の既設の掘割まで水路をつなげることで、排水対策を施すということです。さらに大雨や土砂等の流出防止、治水対策について、緑地の中の掘割が流速の低減と土砂等の沈降の効果があるということです。新たに 1,634 m ² 、50m プールに近いような大きさの池を新設します。ここで土砂等の流出や治水対策を講ずる対策になります。追加の資料についてご説明します。(治水対策に係る追加説明資料読みあげ)
会長	ただいまの説明について質問等ございましたらお願いいたします。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	新設の水路 W300 とありますが、その水路で駐車場から出る水は、十分排水できるという計算になるのでしょうか。
農政課大崎主査	駐車場すべての水を受けるものとして計算して、この水路を新たに設置したということと同っております。
会長	他にございますか。 (松野下推進委員 挙手) 松野下推進委員。
松野下推進委員	今回の新設水路については、農業委員会からの話があって、こういう水路を新たに作ることになったのですか。大きい面積ですので、本来であれば開発行為が必要ではないかと思えますし、水路は当然、整備されて最後の流末の沈殿池についても、設置しなければならないのではないかと思うのですが、どうなっていたのか確認したいと思います。
会長	大崎主査お願いします。
農政課大崎主査	先月ご説明した時点では、計算上、駐車場に勾配をつけて道路側に流すと水は緑地に流れるとの見解だったようですが、農業委員会のご意見を受けて、今般の雨の降り方がゲリラ豪雨的なものもありますし、排水対策をさらに強化するという意味で、今回の計画提出に至ったと同っております。
会長	他にございますか。 (松野下推進委員 挙手)

	発言主旨
	松野下推進委員。
松野下推進委員	このような大規模な開発については、開発行為の許可等々もあるわけですね。先ほどお話をしたように、水の流れについても、当然このような大きな面積に舗装するとなれば、水が流れていく方向、しっかりやらなければならないと決まっていると思うんです。農業委員会で指摘をして、こういう水路をつくる計画に改善されたと思いますが、もう少し吟味し、審査すべきではないかと思います。いずれ規模が大きい開発となる面積ですので、もちろん農地の方に流れるというのは、防がなければならないわけですが、開発行為そのものの、精度を高めて、周りに影響を及ぼさないような計画にしていかなければならないと思いますので、今後、農政課でもこういった行為があった場合には、審査をしっかりとやっていただきたいと思います。
会長	そういうご意見です。よろしくお願ひします。他にございますか。 (城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	今回の総面積がトータルで 5,846 m ² となっていますが、開発行為は何 m ² 以上が対象になりますか。
会長	大崎主査。
農政課大崎主査	大変申し訳ございません。開発行為が何 m ² 以上かということですが、資料を持ち合わせておりませんでした。今回の計画に向けて、新たに各所からの許可を取るといことは伺っておりますので、そちらについては後日確認して、ご連絡したいと思います。
会長	他にございませんか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	沈殿池で、もし水がはけなかったら、この緑地帯が沼になるということですか。
農政課大崎主査	新設の沈殿池ですが、コンサルの計算によって大きさ等は設定したと伺ってはおりますが、近年の雨の降り方、ゲリラ豪雨で短時間に降るよ

	発言主旨
	うな、雨量が想定できないものもございます。それについて伺ったところ、沈殿池で捌けないほどの雨量が出た場合であっても、他の緑地の敷地内すべてが、他の土地よりも低い土地になっており、周辺の水を集められる、カバーできるということを伺っております。
鹿糠勇委員	現状では緑地が道路より低いのですか。
農政課大崎主査	現状では道路よりも低くなっていると伺っております。実際目視では、やや低いということで私は見ております。
松野下推進委員	しっかりした計画のもとに、都市計画、あるいは関係課の許可が出ていると思うんです。工場の方を含めて相当の面積になるわけです。この計画の中で、雨水排水を含めてきちんとした数字を出して、計画がなされているものと思いますが、農業委員会からの指摘で、新たに水路を設けたということになれば、しっかり計画を作ってやっているのか等、疑問もあります。本来の計画のあり方というのは、城内推進委員からも話がありましたが、面積要件で開発行為の許可が必要だと認識しておりますが、その許可をとってやっていますか。
農政課大崎主査	今回新設したものについてですが、まずは農業委員会に協議いただいて、その後、関係各所にご協議するということになります。
松野下推進委員	今回の計画は、この拡張の部分だけの計画かもしれませんが、農政課としては、全体の計画を注視してやるべきではないかと思えます。沈殿池についても水量を計算して、ゲリラ豪雨が降った場合でも、この面積の要件からして、十分貯水できる沈砂池の規模で、溢れたものについては排水先の方に流れますという説明をするべきだと思います。
会長	農業委員会で協議すべきは、農業振興地域から駐車場部分を除外していいかということで、その後、開発行為や他の手続きに入っていくということになると思います。これから進めていくという順番ではないでしょうか。最終的には転用の許可申請が出てくる流れだと思います。
農政課大崎主査	今、会長がおっしゃった通り、まずは農業振興地域から外さない、何もできないという順番になっております。青地から外すことができたなら、次に農地転用について農業委員会にお諮りします。それと並行して開発行為等についても、準備を進めるということで伺っております。

	発言主旨
	(城内推進委員 挙手)
会長	城内推進委員。
城内推進委員	調べてみましたら、都市計画区域外の開発行為の面積は 1 万㎡以上ですから、今回は 5,800 ㎡ですので開発行為自体には該当しないと思います。いずれ農振除外するにあたって、委員会でその水路等について、議論した結果こういった形で成果として出てきたのは、農業委員会の議論がよかったのではないかと思いますし、十文字チキンカンパニーさんの対応についても、私はそれなりに評価すべきだと思います。
会長	ありがとうございました。先ほども言ったように、今後、農業委員会に転用申請の議案として出てきますので、その際に再度審議をすることになると思います。よろしいでしょうか。 (「なし」の声) 質疑を打ち切ります。採決いたします。ただいまの協議事項について、特に意見がないものとして、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは、特に意見がないものとして決しました。大崎主査ご苦労さまでした。 (大崎主査 退室)
長代主任	次に、報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出書の提出についてを議題といたします。事務局より説明願います。
	報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告いたします。土地の表示、届出人は記載の通りです。全部で 8 件あり、届出事由はすべて相続によるものです。以上で報告事項 (1) の説明を終わります。
会長	報告が終わりました。次に報告事項 (2) 会務報告について説明願います。澤口局長。
事務局長	(会務報告 令和 8 年 1 月 21 日～令和 8 年 2 月 20 日)
会長	次に、その他でございます。農政課から地域計画に関しまして、説明があるそうです。木地谷課長においでいただきました。よろしく願います。

	発言主旨
木地谷農政課長	<p>久慈市農政課長の木地谷です。委員各位におかれましては、日頃から農政の推進にご協力を賜りまして深く感謝申し上げます。地域計画の変更に係る取り組みについて、お知らせいたします。当市の地域計画につきましては、昨年度策定したところではありますが、今般、事務的な整理という側面が強いものではありませんけれども、より実態に即した計画とするための変更を予定しておりますので、その内容をお知らせいたしますとともに、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。担当の方から説明させていただきます。</p>
農政課下館主査	<p>地域計画を担当しております農政課の下館と申します。よろしくお願い申し上げます。初めに 1、地域計画の変更についての (1) 地域計画の策定状況ではありますが、現在の久慈市地域計画については、昨年度策定したところでありまして、その区域として、地目上の農地すべてを区域として策定したところではありますが、(2) 変更の方向性の①にありますように、実際に農地として活用されていない白地が多いことから、その解消を図りたい考えであります。②にありますように、国のマニュアルなどで農業上の利用が行われる農用地等の区域で設定することが基本とされております他、他の自治体から聞き取ったところでも、農用地区域を基本に設定している例が多いところから、③にありますように、今回地域計画の区域を農振農用地区域に変更したいと考えております。この場合でも、現在の地域計画で耕作の意向がある農地等については、農振農用地区域外であっても、見直し後の計画に含めることといたします。参考までに、変更前後の見込みではありますが、表にありますように、現状の集積率については、全体の母数が変わることから、15.6%から 21.6%になるところであります。また、④ですが、先般、農業委員会が実施した意向調査の結果等を受け、担い手等の追加目標地図の変更等について、順次行って参ります。次に、2、地域計画の見直しに係る協議の場の開催方法(案)についてではありますが、地域計画を変更する場合は、農業関係者が集まって協議することが基本ですが、余りに頻繁に開催するのも、出席する人の負担になることから、変更する内容に応じ、簡易的な方法による開催が可能とされております。どういった方法で開催するかについては、それぞれの市町村で決めておくことが必要とされておりますことから、今後、次の考え方で開催したいと考えております。(1) 基本的な開催方法、実際に集まっての開催方法ではありますが、他の地域計画との統合、基盤整備の導入など、農業の方針変更、担い手の農地集積に関する目標等の変更や、大幅な区域</p>

	発言主旨
	<p>変更など、地域計画の考え方そのものに影響を与えるような変更の場合に、この形をとりたいと思います。(2) 簡易な開催方法(書面やホームページ掲載による意見聴取による開催方法)ではありますが、地域の名称変更、地番の変更、農業を担うものの相続に伴う変更など、法に規定される軽微な変更、賃借や所有権移転による農業者の変更、新たな担い手の追加、技能による後継者不在や遊休農地化に伴う担い手からの除外など、計画の考え方そのものに影響を与えない範囲での変更の場合、この形をとりたいと思います。資料の説明は以上となります。以上、今回の変更等に係る取り組みについては、どちらかといえば、事務的な整理という意味合いが強いものであり、計画の内容そのものに影響を与えるものではありませんが、現状の目標地図のままでは、農業利用の実態が見えにくいことから、まずは基本的な考え方に沿って整理したいと考えているところであります。なお、この考え方につきましては、例年開催しております水田台帳の整備に係る座談会に併せ、各地区で説明を行うこととしており、これにより協議の場とする予定としております。説明する内容は、今の内容と同じものとなりますが、委員各位にも、担当地区ごとに案内したいと考えておりますので、ご都合がつけばご出席いただきますようお願いいたします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。地域計画の変更についての説明がありましたが、皆さんから質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>(安堵城委員 挙手)</p> <p>安堵城委員。</p>
安堵城委員	<p>説明会が 1 カ所に集中しているので、これで集まるというのは、なかなか厳しい状況ではないかと思うんですが、何かもっといい方法があったら考えていただきたいんですがいかがでしょうか。</p>
木地谷農政課長	<p>特に山形地区の場合というお話だと思いますが、話し合いの内容は、事務的な整理の意味合いが強いということで、水田関係の水田農業等に係る説明会と併せての開催とさせていただいております。今後、大きい変更等が生じる場合につきましては、開催方法等も検討して参りたいと思いますが、基本的には地域計画ごとの説明会ということになりますので、そこを基本に考えながら、内容に応じて、また相談して参りたいと思います。今回はこの形でやらせていただければと考えております。以上です。</p>

	発言主旨
会長	やはり人集めが大変かと思えます。前回の地域計画の座談会でも、侍浜地区の出席者は3人ぐらいでした。なかなか苦慮しているようです。他にございませんか。 (鹿糠勇委員 挙手) 鹿糠勇委員。
鹿糠勇委員	農振地域除外申請を出してから、どのぐらい日数がかかりますか。
農政課下舘主査	申請書の提出時期を、振興局の方で定めているようで、その年によって変わるようです。今年は2回申請書を受付けしませて、その次の申請を受け付けるまでに除外するとなっているので、今年は半年ごとになっていると思うんです。7年度は2回ありました。8年度は1回だと聞いています。
会長	他にございますか。 (内久保委員 挙手) 内久保委員。
内久保委員	地域計画の説明会は、これまでも何回かやってきていますが、山形地区も集まってないというのが実態です。何らかの方法を考えないと安堵城委員が言ったように、1カ所に日中集まってくださいと言っても厳しいものがあると私も思います。水田農業等に係る説明会と併せてやるということですから、前回より人数は集まるのではないかと思います。水田農業等に係る説明会の中身はどういうものか教えてください。
木地谷農政課長	毎年開催している説明会ですが、手元に資料がなくて、詳しいことはお伝えできないのですが、来年度の生産の目安とか、そういった内容の概要説明、国から示されているような内容の説明になります。
内久保委員	直接払いの関係や、例えば畑地化ですと年の初めに変わりましたよね。国の方では5年間水張りをしなくてもいいとか、いろいろ変わっているようですが、そういう話があるのかと思って聞きました。
木地谷農政課長	水張りの部分に関しましては、先日、国から令和8年度の取組みという資料が来ましたが、水田農業に関しては、令和9年度から大きく見直すという話のみにとどまった内容でした。ですので、今回は令和9年度以降の詳しい話にはならないと思っています。

	発言主旨
内久保委員	この前、会計検査の結果が新聞に出ていましたが、その中で、多面的支払交付金も絡んで、おそらく畑地化関係も入っていると思うんですが、実態に沿ってない所もある。行政は毎年報告する義務があるのにもかかわらず、していないことも実際あったわけです。その辺踏まえて、国から話が出来ていて、そういった話しがあるのかと思ってお聞きしました。
木地谷農政課長	先日の新聞報道で、中山間の直接払いと中山間地域の関係や、多面的事業関係が会計検査で引っかかったというような報道がありましたけれども、我々も実はまだ報道ベースの情報しかなくて、今後何かしらの通知がくるものと思っております。そういった通知が来た場合には、それぞれの運営していただいている組織の方には、提供したいと思っております。 (三上委員 挙手)
会長	三上委員。
三上委員	この説明会は、3、その他に書いてある通り、水田農業等に係る説明会とあわせての実施ということですが、この水田農業等に係る説明会というのは、毎年どれぐらい作付けをするかという説明会のことですか。
農政課下館主査	毎年、先に説明会をやって、3月下旬ごろには個人ごとに作付け予定を受け付けることになっております。
三上委員	わかりました。
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) ないようですので、農政課の説明は以上にしたいと思います。木地谷課長、下館さん大変ご苦労さまでございました。 (木地谷農政課長、下館主査 退室)
会長	ここでお諮りしたいことがございます。事務局長等の人事異動につきまして、会議に諮ることになりますが、内示の日程等も決まっておられませんし、会議日程等の確保についても難しいかもしれませんので、よろしければ、会長である私に一任をさせていただきたいと思うんですけ

	発言主旨
	<p>ども、いかがでしょうか。お諮りいたします。私に一任させていただくことで、よろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>ありがとうございます。</p>
長代主任	<p>利用状況調査は現在、提出された方が 13 名です。調査は、来年も引き続きやっていただきたいんですが、先に渡している調査票を回収したいと思っております。完了してなくて結構です。4 月以降にまた同じものをお渡ししますので、よろしく願います。以上です。</p>
会長	<p>みなさん、ご協力のほどよろしく願います。最後に大道係長。</p>
大道係長	<p>遊休農地の解消で作ったお米を寄贈しましたフードバンクさんからお礼のお手紙をいただきましたので、この場で報告させていただきます。写真も事務室の前に貼っておりますのでご覧ください。以上です。ありがとうございました。</p>
会長	<p>皆さんから、何かありましたら願います。よろしいですか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それでは、以上をもちまして、第12回の農業委員会議を終了いたします。大変ご苦労さまでございました。</p>
14 : 50	<p>終了</p>